

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀県医師国民健康保険組合は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐賀県医師国民健康保険組合

公表日

平成28年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>佐賀県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【資格事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格取得に係る届出の確認と受理 ②被保険者の資格喪失に係る届出の確認と受理 ③継続組合員の資格喪失に係る届出の確認と受理 ④被保険者の氏名変更及び、住所変更の届出の受理及び確認 ⑤被保険者証の更新、交付、再交付の申請、被保険者証の返還の通知、返還返還(再交付申請後)、限度額適用認定証の申請の受理及び認定、返還、再交付 ⑥高齢受給者証の更新、交付、再交付の申請、返還(再交付申請後) ⑦限度額適用認定証の申請の受理及び認定、返還、再交付 ⑧限度額適用認定証・標準負担額適用認定の申請の受理、交付 ⑨限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、再交付申請の受理、返還返還(再交付後) ⑩入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請の受理、認定 ⑪入院時食事療養費標準負担額減額認定証の再交付申請の受理、返還(再交付後) <p>【徴収事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険料の賦課 <p>【給付事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①出産育児一時金、傷病手当金、葬祭費申請の受理、給付 ②療養費、高額療養費申請の受理、支給 <p>【中間サーバーに係る事務】</p> <p>番号法の別表第二に基づいて佐賀県医師国民健康保険組合は、国民健康保険に関する事務において、マイナンバー運用管理システムを介して、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	国保組合共通システム マイナンバー運用システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・第9条第1項、第3項、別表第1の30 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)の第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 :1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項で、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項:42の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)の第25条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀県医師国民健康保険組合
②所属長	事務長 成富 勇二
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀県医師国民健康保険組合 〒849-8514 佐賀県佐賀市新中町2番15号佐賀県医師会メディカルセンター2F (電話)0952-33-1414
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀県医師国民健康保険組合 〒849-8514 佐賀県佐賀市新中町2番15号佐賀県医師会メディカルセンター2F (電話)0952-33-1414

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

